

岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月14日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものである。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 19,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に記載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「文化財製作等」または「映像・ビデオ・マイクロフィルム・写真」に登録のあること。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者又は準市内業者であること。
- (5) 令和3年4月1日以降で、国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する地方公共団体の組合を含む。)、地方公共団体を構成員としている協議会等が発注する、文化財や史跡に関するVR・AR等を活用したデジタルコンテンツの制作を元請で受注し、履行が完了している実績があること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年6月4日(木)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年5月19日(火)正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年5月21日(木)午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和8年5月22日(金)～令和8年6月4日(木)正午必着
ヒアリングの実施	令和8年6月8日（月）予定
審査結果の通知	後日、通知します。

※企画提案書の提出期限後（時間厳守）はいかなる理由があっても企画提案書の受付はいたしません。

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html>）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

本事業に係る質問書【様式1】に質問事項を記載し、電子メールにより、メールの件名を「【企画競争質問】岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託」として、岡山市産業観光局観光部観光振興課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。送付後は、電話（086-803-1332）にて受信確認を行うこと。

電子メール：kankou@city.okayama.jp

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市産業観光局観光部観光振興課宛に、「岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送、または持参すること。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書【様式2】

②企画提案書（任意様式）

- ・用紙は原則としてA4版、縦置き左開き（左綴じ）、両面印刷とする。ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。
- ・企画提案書は表紙を除き、資料を含めて20ページ以内とし、ページ番号をつけること。
- ・作成にあたり、図・イラスト・グラフ等の使用や多色刷りは差し支えないが、ページ数に含む。また、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。
- ・下記事項について記載し提案すること。

ア 本事業のコンセプト

事業の目的・趣旨を踏まえて本業務を実施するための基本方針及び手法について記載すること。

イ 委託業務の内容

仕様書（案）4. 委託内容の（1）（2）に定める業務ごとに、記載の業務について企画提案内容を示すこと。

ウ 業務実施体制

どのような体制で事業を実施するかが分かる体制図を作成すること。また、各責任者等について、氏名・役職・技能・実績等を具体的に記載すること。

エ 事業実施のスケジュール

③実績証明書【様式3】

「3 参加資格」の（5）を証明する添付書類として、実績となる委託業務の契約書の写し及び仕様書を添付すること。

④見積書および経費の積算表（任意様式）

- ・本業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、所要経費等を全て見積もること。なお、消費税及び地方消費税を含む、またはそれがわかる積算表とし、税抜額のみでの積算表としないこと。

（3）提出部数 各10部

①社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

②社名、代表者印のないもの9部（副本）

※企画競争参加申請書【様式2】は正本1部のみで可。

※副本の「社名、代表者印のないもの」は、提出書類すべてに含めること。なお、業務実施体制図等で他の法人・団体等の名称が出ることは妨げない。

（4）注意事項

①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。

②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。

③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されない。

④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

⑤参加申請書の提出後の辞退については、取り下げ願い書【様式4】を令和8年6月4日（木）正午までに岡山市産業観光局観光部観光振興課へ持参により提出すること。提出期日以降の取り下げ願い書は受け付けない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山城周遊型デジタルコンテンツ制作及び動画発信事業業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。
- ③委員の審査点数の平均点が60点を下回る提案については、最適提案者として特定しない。

(3) ヒアリングの実施

- ①発表時間は1事業者につき15分程度。その後10分程度質疑応答を行う。詳細な日時、場所については後日お知らせする。
- ②ヒアリングへの出席は1事業者3名以内とする。
- ③ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書、実績証明書及び見積書および経費の積算表に限る。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の

上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市産業観光局観光部観光振興課（岡山市役所本庁舎5階）

担当：田中・安立・黒江

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1332

FAX：(086)803-1871

電子メール：kankou@city.okayama.jp